

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月18日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(B)において、停止中にもかかわらず器内圧力の上昇が認められたため、調査したところ、高電導度廃液系濃縮器(B)圧力調整弁(加熱蒸気供給用弁)の弁シート部に漏えい(系外漏えい無し)が推定されたため、当該弁について対応方針検討。 なお、当該弁設置配管の上流側の弁を閉し、器内圧力の上昇は停止。	GIII	
2	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系ろ過水ポンプ(A)軸封水弁(空気作動弁)において、駆動部に空気漏えいが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理。 なお、現状弁の動作は正常。	GIII	